

危険なブロック塀の撤去・改修を支援します

ブロック塀の倒壊は、人命にかかわる重大な事故を招いたり、避難や消火、救命活動の妨げとなる恐れがあります。危険なブロック塀の除却(撤去)・改修を促進するため、費用の一部を補助しますので、ご活用ください。



1 補助対象となるブロック塀等

- ア) 高さが 60 cm (一般的なブロック塀 3 段) を超えるもの
- イ) 道路に面しているもの (隣地との境界等は対象外)
- ウ) 点検表 (裏面に掲載) により、安全対策が必要と判断された危険性の高いもの
- エ) 上記イ・ウに該当する全てのブロック塀の撤去 (一部を残すものは対象外)
- オ) 上記エとあわせて行うフェンス等改修 (補助を受けて撤去した範囲に新設する、軽量のフェンス・生垣等への改修)

- ※改修にコンクリートブロックを使わないものが対象です。
- ※道路の幅員が 4 m 未満 (法 4 2 条 2 項道路) の道路面にフェンス等を設置する場合、後退が必要です。
- ※準防火地域内でフェンス等へ改修するにあたり、建築物の確認申請及び完了検査が必要な場合があります。

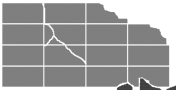
除却・フェンス等改修が同年度内に完了するよう、計画してください。



2 補助金の額

$$\text{補助対象経費} \times \text{補助率} = \text{補助金の額}$$

(上限あり。下表参照) (上限あり。下表参照)

	事業	補助対象経費 (上限額)	補助率	1 件当たりの補助金の上限額
ブロック塀 耐震対策  点検表により危険と判断されたもの	除却 (撤去)	次のいずれか低い額 ① 除却に要する費用 ② 塀の長さ 1 m 当たり 18,000 円	2 / 3	15万円 ※
	フェンス等 改修 ※除却と併せて行うもの	次のいずれか低い額 ① 改修に要する費用 ② 塀の長さ 1 m 当たり 25,000 円	1 / 3	10万円 ※

※倉吉市耐震改修促進計画に記載された避難路沿いにある既存不適格のブロック塀は、補助金の上限額が**除却:30万円、改修:20万円**に増額

< 補助額算出の例 >

● 塀の長さ15mのブロック塀を 18 万円で除却 (撤去) する場合

- ① 除却費用 18 万円
 - ② 15m × 18,000 円 = 27 万円
- ← 補助対象経費 (①・②のいずれか低い額) × 補助率

補助額: 補助対象経費 18 万円 × 補助率 2/3 = 12 万円 (A)

● あわせて、10mのフェンスを27万円で改修する場合

- ① 改修費用 27 万円
 - ② 10m × 25,000 円 = 25 万円
- ← 補助対象経費 (①・②のいずれか低い額) × 補助率

補助額: 補助対象経費 25 万円 × 補助率 1/3 = 8 万 3,333 円 (B)

⇒ 合計 45 万円の除却・改修に対して 20 万 4 千円 (A + B (千円未満切上)) の補助を受けられます。

自己負担額: 45 万円 - 20 万 4 千円 = 24 万 6 千円

【ご注意】補助金の申請は、必ず工事業者との契約や工事に着手する前に行ってください。

お問合せ先: 倉吉市役所 建築住宅課 (本庁舎 3F)
電話: 0858-22-8175 (直通)

控壁はある？

我が家のブロック塀は



ひび割れはない？

土留め壁を兼ねてない？

安全ですか？

ブロック塀の倒壊は、人命にかかわる重大な事故を招いたり、避難や消火、救命活動の妨げとなる恐れがあります。危険なブロック塀の撤去・改修を促進するため、費用の一部を補助しますので、ご活用ください。

危険なブロック塀の

撤去・改修を支援します

補助対象

- ア) 高さが60cm（一般的なブロック塀3段）を超えるもの
- イ) 道路に面しているもの（隣地との境界等は対象外）
- ウ) 点検表により、安全対策が必要と判断された危険性の高いもの
- エ) 上記イ・ウに該当する全てのブロック塀の撤去（一部を残すものは対象外）
- オ) 上記エとあわせて行うフェンス等改修（補助を受けて撤去した範囲に新設する、軽量のフェンス・生垣等への改修）※改修にコンクリートブロックを使わないものが対象。

補助金額

	補助対象事業費	補助率	1件当たりの補助金の上限額
除却（撤去）	次のいずれか低い額 ① 除却に要する費用 ② 塀の長さ×18,000円/m	2/3	15万円 (または30万円*)
フェンス等改修	次のいずれか低い額 ① 改修に要する費用 ② 塀の長さ×25,000円/m	1/3	10万円 (または20万円*)

*カッコ内の金額は、倉吉市耐震改修促進計画に記載された避難路沿いにある既存不適格のブロック塀の場合

<お申込み・お問合せ先>

倉吉市役所 建築住宅課（本庁舎3F） TEL 22-8175



建物の

耐震改修・建替・解体を支援します

倉吉市では、震災に強いまちづくりを推進するために、古い基準で建築された建物の耐震診断・改修設計・耐震改修などにかかる費用を支援または補助し、耐震化を促進する制度を実施しています。

1 補助対象となる建物


- 平成12年5月31日以前の木造一戸建て住宅または昭和56年5月31日以前に建築された建築物等（建築基準法第9条【違反建築物に対する措置】に基づく除却、使用禁止等の措置を命じられていないもの）
 - 改修設計、耐震改修（建替え）、除却及び耐震シェルターについては、耐震診断により耐震性が不足していると判断された建物
- *その他、対象となる建物の要件等については窓口ご確認ください。

2 補助金の額


$$\text{補助対象事業費} \times \text{補助率} = \text{補助金の額}$$

(各事業にかかる費用。上限あり。) (下表参照)



事業	要件 / 補助対象事業費(上限額)		補助率	1戸当たりの補助金の上限額	
	木造一戸建て住宅  平成12年5月31日以前建築 (非木造の場合は、昭和56年5月31日以前建築)	耐震診断		自己負担なし	無料耐震診断 ●市内の木造一戸建て住宅 ●2階建て以下・延べ床面積280㎡以内 が対象 *店舗併用住宅(店舗等の部分の床面積が延べ床面積の1/2未満のもの)を含みます。
一部補助			一般診断法(図面有): 88,000円	5万9千円	
			一般診断法(図面無): 113,300円	7万6千円	
改修設計		24万円		1/2	12万円
耐震改修・建替え		耐震改修 または 建替え に要する費用 *「耐震改修」の場合は、建物全体の耐震性能を向上させる改修工事が対象です。 *リフォーム等合わせて工事することも可能ですが、リフォーム費用分は補助対象外となります。		4/5	100万円
除却		住宅の除却(解体) に要する費用		23%	83万8千円
耐震シェルター	耐震シェルター設置 に要する費用 *部屋型のものが対象。ベッド型は対象外。		23%	83万8千円	

*改修設計、耐震改修、建替え、除却又は耐震シェルター設置については、耐震診断の結果、「倒壊の危険性がある」と判断されたものが対象です。改修設計は、建替えの場合の設計も含まれます。

事業	要件	補助率	1戸当たりの補助金の上限額
一戸建て住宅  屋根瓦耐震耐風対策	屋根の軽量化 または 屋根瓦の落下防止措置 に要する費用 <木造住宅の場合> *非木造住宅の場合は昭和56年。 ①平成12年6月1日*以降に建築されたもの ②平成12年5月31日*以前に建築されたもののうち、耐震診断で「倒壊の危険性が低い」と判断されたもの又は耐震改修済みのもの ③土ぶき瓦屋根のもの ④耐震改修工事を併せて行うもの	1/3	30万円

①~④のいずれかに該当するもの

住宅の耐震改修（建替え）費用を

最大 **100万円**

補助します！



- 平成12年以前に建築された住宅が対象です。
- 事前に耐震診断(市にお申し込みで無料で受けられる場合もあります。)を受け、「耐震性なし」と判定された住宅が補助の対象です。
- 「耐震性なし」のため耐震シェルターを設置する場合、または解体する場合も補助があります。

我が家は大丈夫？

住まいの耐震化

平成12年以前の古い基準で建築された住宅は、耐震性が不足している可能性があるため耐震改修等をお勧めします。倉吉市では、耐震診断、改修設計、耐震改修または建替え、除却(解体)、耐震シェルター設置等にかかる費用を補助し、耐震化による住宅の安全性の向上に取り組んでいます。

命と財産を守るために、補助金を活用した住宅の耐震化をぜひご検討ください。

STEP 1

耐震診断
(無料または一部補助)

STEP 2

改修設計
(建替えの設計含む)

STEP 3

耐震改修 または 建替え

耐震シェルターの設置

除却(解体)

お申込み
お問合せ先

倉吉市役所 (本庁舎3F)
建築住宅課 建築指導係
TEL 0858-22-8175



「住宅の耐震化
について…」と
お電話ください。